

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

○鳥獣保護区の存続期間を更新する件三件 ○特別保護地区を指定する件二件 ○指定猟法禁止区域を指定する件二件

報

○特定猟具使用禁止区域を指定する件二件

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 ○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件

県

○保安林の指定をする予定である件↑ ○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件

○道路の区域を変更する件1

公

福

○肥料を登録した件

福島県選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告が

○個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報 告があった件

<u>=</u>

<u>=</u>

名

告 示

福島県告示第六百五十八号

第十五条第一項の規定により、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

令和五年十月三十 一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

> 法禁止区域 牡丹池・松房池指定猟 名称及び区域 鉛製散弾を使用する猟法 指定猟法の種類 名 称 別紙区域図のとおり

区

域

(西白河郡矢吹町

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和十年十月三十一日まで

民環境課、 び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県 (「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及 いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供す

る。)

自然保護課

<u>#</u>. <u>#</u>

福島県告示第六百五十九号

第十五条第一項の規定により、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号 次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

五五五四

五 五 五

令和五年十月三十一日

福島県知事

内 堀

雅

雄

件

指定猟法の種類 鉛製散弾を使用する猟法

名称及び区域

Ŧi.

芫

域質川指定猟法禁止区 称 別紙区域図のとおり 区 (会津若松市、 河沼郡会津坂下町、

域

 \equiv 存続期間

域、特別、

別紙区域図のとおり

(相馬郡新地町

河沼郡湯川村

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供すび福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県 「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及

る。

福島県告示第六百六十号

第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。 該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和五年十一月一日から施行するので、 第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 同条

令和五年十月三十一日

名称及び区域

福島県知事 内 堀 雅

雄

一福良鳥獣保護区	名	
	称	
別紙区域図のとおり(郡山市)	区	
	域	

存続期間

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

島

鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため

3 管理方針

環境の維持に努める。 鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、狩猟及び森林の伐採を制限し、

る。) 民環境課、 び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県 (「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及 いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供す

自然保護課

福島県告示第六百六十一号

第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、 該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和五年十一月一日から施行するので、 第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 次のとおり告示する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和五年十月三十 一日

名称及び区域

名	称	X	域
西郷鳥獣保護区		別紙区域図のとおり(西白河郡西郷村)	
矢吹鳥獣保護区		別紙区域図のとおり(西白河郡矢吹町)	
棚倉鳥獣保護区		別紙区域図のとおり(東白川郡棚倉町)	

存続期間

当該鳥獣保護区の保護に関する指針 令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで

西郷鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分

鳥獣保護区の指定目的 森林鳥獣生息地の保護区

た、そこに生息する鳥獣も多様度が高い。よってこうした環境を保護するために、 森林環境に富み、かつ草地環境も広く存在し、環境の多様性に富んでいる。ま

管理方針

鳥獣保護区に指定するものである。

の場、環境教育・学習の場として活用を図る。 な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

矢吹鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区の指定目的

鳥獣の生息が確認されており、かつ荒地等灌漑用ため池が点在しており、カイツ ブリ、ヨシゴイ、ヒクイナ等多くの水鳥の生息地ともなっていることから、 当該区域はアカマツ二次林が拡がり、フクロウ、ヤマドリ、ノウサギ等森林性 鳥獣

管理方針

の保護を図るものとする。

等を実施する。 を行うとともに、狩猟者に対し、 て指導を行うとともに、警察、関係行政機関、 鳥獣の保護管理と狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護管理員による狩猟取 捕獲物の残滓放置の禁止など法令の遵守につい 関係団体等と連携したパトロー

棚倉鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分

矢吹鳥獣呆濩玄	西郷鳥獣保護区	名
		称
別紙区或図のとおり	別紙区域図のとおり	X
(西勻可郡矢吹町)	(西白河郡西郷村)	
		(1.1

(自然保護課)

県

 $(\underline{})$ の保護を図るものとする。 また、ため池等も存在し、こうした環境に多くの鳥獣が生息しているため、 鳥獣保護区の指定目的 管理方針 当該区域はアカマツを主とした森林が拡がり、森林環境の豊富な地域である。 森林鳥獣生息地の保護区

な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあい定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的 の場、環境教育・学習の場として活用する。

る。 民環境課、 び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県 (「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及 いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供す

(自然保護課)

福島県告示第六百六十二号

年十一月一日から施行するので、 第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和五 定により、次のとおり告示する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規

令和五年十月三十 一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

名称及び区域

水石山鳥獣保護区	蓬田山鳥獸保護区	名称
別紙区域図のとおり(いわき市)	平田村) 平田村)	区域

存続期間

令和5年10月31日 火曜日

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

= 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 蓬田山鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区の指定目的

 (\Box) 当該地域は、 落葉広葉樹林、 針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、

キジ、

該地域に生息する鳥獣の保育を図る。 キツネなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当

管理方針

鳥獣

の場、環境教育学習の場として活用を図る。 な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあい 定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的

水石山鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分

鳥獣保護区の指定目的 森林鳥獣生息地の保護区

ミソサザイ、サンコウチョウ等の渓畔林に生息する鳥獣も見られ、多様な鳥獣が アカゲラ、フクロウ、ニホンリス等の森林性鳥獣に加え、ヤマシギ、ヤマセミ、 近には渓畔林も存在し、林相に富む地域である。当該区域には、ヤマドリ、 落葉広葉樹林の混交林が存在する。また、当該区域の北側に位置する小玉川の付 当該区域は水石山及び赤井岳を含む山林地域であり、スギの造林地・アカマツ・ オオ

ある。 このため、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るもので

管理方針

生息している。

野生鳥獣の生息環境を適切に保持し、著しい影響を及ぼさないよう留意する。 スギの造林地・アカマツ・落葉広葉樹林の混交林及び小玉川付近の渓畔林等の

び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及 民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供す

自然保護課

福島県告示第六百六十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)

第二十九条第一項の規定により、 令和五年十月三十 一日 次のとおり特別保護地区を指定する。

福島県知事 内 堀 雅

雄

名称及び区域

護地区福良鳥獣保護区特別保	名称
別紙区域図のとおり(郡山市)	区
	域

三 当該特別保護地区の保護に関する指針 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

- 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 特別保護地区の指定目的

中心に天然林が多く、他にもスギなどの大木が植生している。当該区域は福良鳥獣保護区内に位置し、区域内には隠津島神社社叢の広葉樹林を

することが望ましい。 るうえで中核的な位置となっていることから、この地域を特別保護地区として指定るうえで中核的な位置となっていることから、この地域を特別保護地区として指定これらの状況は鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、鳥獣が生息す

管理方針

3

環境の維持に努める。 鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、狩猟及び森林の伐採を制限し、

る。) 民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供す民環境課、いわき地方振興局にあっては県民活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県び福島県地方振興局にあっては県民環境部県(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及

(自然保護課)

福島県告示第六百六十四号

第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)

令和五年十月三十一日

福

福島県知事内堀雅雄

名称及び区域

護地区西郷鳥獣保護区特別保	名称
別紙区域図のとおり(西白河郡西郷村)	区
	域

一 存続期間

令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで

一 当該特別保護地区の保護に関する指針

1 特別保護地区の指定区分

2 特別保護地区の指定目的森林鳥獣生息地の保護区

当該地域は、独立行政法人家畜改良センターによる採草地が大半を占め、近年減2 特別保護地区の指定目的

別保護地区に指定するものである。り、当該地域における草地環境及び鳥類の保全のために、森林鳥獣生息地として特り、当該地域における草地環境及び鳥類の保全のために、森林鳥獣生息地としておやカッコウ及びトラツグミなど森林性鳥類を含む多くの鳥類の生息が確認されてお少傾向が著しい草地環境が安定的に維持されている。こうした貴重な環境にヒバリ

3 管理方針

されていることから、関係機関と連携を図り、生息地を適切に管理する。当該地域が国立公園内にあることや独立行政法人家畜改良センターによって管理

る。)民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供す民環境課、いわき地方振興局にあっては県民活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及

(自然保護課

福島県告示第六百六十五号

第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)

令和五年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅

雄

統器 使用を禁止する特定猟具の種類

名称及び区域

名 称 区 域		1	1	1	1	
(伊達郡桑折町) (伊達郡桑折町)	止区域鬼生田特定猟具使用禁	区域川俣特定猟具使用禁止	区域伊達特定猟具使用禁止	用禁止区域桑折町上郡特定猟具使	区 田	
域	_	_	(福島市、		_	区
						域

使用を禁止する特定猟具の種類

	止区域 根木屋特定猟具使用禁	別紙区域図のとおり(郡山市)
	区域古殿特定猟具使用禁止	別紙区域図のとおり(石川郡古殿町)
	区域古道特定猟具使用禁止	別紙区域図のとおり(田村市)
	用禁止区域一の又芝原特定猟具使	別紙区域図のとおり(西白河郡西郷村)
	区域 大洲特定猟具使用禁止	別紙区域図のとおり(相馬市)
	止区域西の沢特定猟具使用禁	別紙区域図のとおり(双葉郡広野町)
	区域 北田特定猟具使用禁止	別紙区域図のとおり(双葉郡楢葉町)
	止区域 矢田川特定猟具使用禁	別紙区域図のとおり(いわき市)
三	存続期間	

る。) 民環境課、 び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県 いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

福島県告示第六百六十六号

第三十五条第一項の規定により、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 令和五年十月三十一日 次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

福島県知事

内 堀 雅 雄

二 名称及び区域

名称	区
禁止区域夫沢細谷特定猟具使用	別紙区域図のとおり(双葉郡大熊町、双葉郡双葉町)
区域越田特定猟具使用禁止	別紙区域図のとおり(双葉郡双葉町)
区域 深谷特定猟具使用禁止	別紙区域図のとおり(双葉郡双葉町)
禁止区域下条細谷特定猟具使用	別紙区域図のとおり(双葉郡双葉町)
止区域	別紙区域図のとおり(双葉郡双葉町)

令和五年十一月一日から令和十年十月三十一日まで存続期間

 \equiv

び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及 民環境課、 いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供す

(自然保護課)

福島県告示第六百六十七号

る。)

に備え置いて縦覧に供す

自然保護課

せる機関を次のとおり指定した。 生活保護法の規定を含む。)により、 する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当さ

福島県知事 内 堀 雅 令和五年十月三十 一日

白河那須総合クリニック	名称	
白河市高山一—三	所在地	福島日
令和五年一〇	指定年月日	原知事 内 堀 雅 雄

会塙厚生病院

福島県厚生農業協同組合連合

東白川郡塙町大字塙字大町一

丁目五番地

日日	七—六 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田	なみえ調剤薬局
月一日		

(社会福祉課)

九八の二、一〇一の二、一二八の二、一三〇の二、一三一、一三八から一四〇まで、 まで、八○の一、八○の二、八五の一、九六、九七の一、九七の三から九七の五まで、 一、七五の一、七七、七七の二、七八の一から七八の三まで、七九の一から七九の三七、五八の一、五九の一、六〇の一、六二の一、六三の一、六五、六六の一、六七の

南相馬市小高区村上字前谷地五二の三、五三の二、五三の三、五四の三、五六、五

一四一の一から一四一の三まで、一四二、一四三、一四四の一、一四四の二、一四五

福島県告示第六百六十八号

る生活保護法の規定を含む。)により、 関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされ の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に を廃止した旨届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等 次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業

令和五年十月三十*一*日

福島県知事 内 堀 雅

雄

フジ薬局矢吹店	名
	称
西白河郡矢吹	所
町八幡町一	在
七二	地
三○日	廃止年月日

(社会福祉課)

福島県告示第六百六十九号

次の病院を令和五年十月二十一日救急病院として認定した。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、 令和五年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

認定有効期限

令和八年一○月二○日

(地域医療課)

福島県告示第六百七十号

のように保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第二項の規定により、

令和五年十月三十一日

保安林予定森林の所在場所

福島県知事 内 堀 雅 雄

> 二 指定の目的 潮害の防備

四七二の一、四八八、四九六から五〇二まで

三、四五八の一、四五九の一、四五九の四、四六〇の四、四六〇の五、四六六の一三、 二七五、二八〇の一、二八三の一、三五六の一、三五七の一、三六〇の一、四五六の 四九の一、二四九の三、二五二の一、二五二の二、二六一から二六三まで、二七一、 二六の五、二二八の一、二三九、二四二、二四四、二四五、二四五の二、二四七、二 の一、二二三、二一四、二三〇、二三四、二三六の一、二三六の二、二三六の四、二 まで、一九六から一九八まで、二○○から二○四まで、二○七、二○八の一、二一○ 一八〇、一八一、一八四の二、一八九の二、一九四の二、一九五の一から一九五の三で、一六〇の一、一六〇の二、一六一、一六二、一七三の三、一七四、一七七の一、 の四まで、一五二の一、一五二の二、一五四の一、一五四の二、一五五から一五八ま の一、一四五の二、一四六、一四八の一から一四八の四まで、一四九の一から一四

立木の伐採の方法

指定施業要件

- □ 主伐として伐採をすることができる立木は、□ 主伐は、択伐による。 準伐期齢以上のものとする。 南相馬市森林整備計画で定める標
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。

福島県告示第六百七十一号

のように保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、

令和五年十月三十一日

次

福島県知事 内 堀 雅

雄

次

一の一、二三、二四の一、二五から二八まで、三七から四二まで、 南相馬市小高区角部内字反田八の一、九の一、一〇の一、二〇の一、二一 保安林予定森林の所在場所 四三の一、 の 一、 二 四四四

「 信託)自身 の一、一三七の一、一三八の一、一三九の一、一四〇の一、一四二の一、一四三 四の一、九五の一、九六、一二〇の一、一二一の一、八二二から一三五まで、一三六 四の一、九五の一、八四の一、八五の一、八六の一、八七から九二まで、九三の一、九 まで、八三の一、八四の一、八五の一、八二の一、九三の一、九 から七四まで、七五の一、七六の一、七七の一、七八の一、七九の一、八〇から八二 から七四まで、七五の三、五三の一、五三の一、五五から五八まで、七〇 一、五二の一、四五の三、四六の一、四七の一、四八の一、四九の一、五〇、五一の 一、四五の一、四五の三、四六の一、四七の一、四八の一、四九の一、五〇、五一の

潮害の防備 温定の目的

1 立木の戈采 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 一主伐は、択伐による。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種三(間伐に係る森林は、次のとおりとする。

全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保次のとおりとする。

(森林保全課

福島県告示第六百七十二号

水産大臣から通知があった。二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林本権林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和五年十月三十一日

福

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

二四一の一八まで、三二四一の二〇字立ケ沢山三二三五の一三から三二三五の一六まで、字入大沢三二四一の八から三字立ケ沢山三二三五の一三から三二九の三、三六八九の一から三六八九の三まで、五から三二一三の一七まで、三二二五の一二、三二一三の一三、三二一三の一三、三二一三の一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 変更後の指定施業要件
- (1) 次の森林については、主伐は、択口 立木の伐採の方法
- の図に示す部分に限る。)、字入大沢三二四一の一一字中大沢三二一三の一六・字立ケ沢山三二三五の一五(以上2筆について次⑴ 次の森林については、主伐は、択伐による。
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

526

- 標準伐期齢以上のものとする。(一章では、南会津町森林整備計画で定める))。主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める)
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 南☆津郎南☆津丁浄川字ト会山乙一三三一の二(欠り図こ:二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 上沙の流出の方備保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

・ 立た)対系) 方法 変更後の指定施業要件

3

- ① 立木の伐採の方法
- 標準伐期齢以上のものとする。(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所次のとおりとする。
- 南会津郡南会津町田部字軽井沢七五六の五から七五六の八まで、三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

ら七五六の二三まで、七五六の二五から七五六の三六まで、字狐穴一、二南会津郡南会津町田部字軽井沢七五六の五から七五六の八まで、七五六の一一

保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
- () 立木の伐採の方法
- ① 主伐に係る伐採種は、定めない
- 標準伐期齢以上のものとする。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。

四1

る。) 南会津郡南会津町水無字大渡実六四六の一、六四六の三(次の図に示す部分に限

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

2

- 水源の涵養
- 変更後の指定施業要件

3

- □ 立木の伐採の方法
- ① 主伐に係る伐採種は、定めない。
-) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める|

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

Бі. 1

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

一三八一、乙一三八三、乙一三八五、乙一三八七、乙一三八九の二、字前ノ沢山乙一三七六、乙一三七七の一から乙一三七七の五まで、乙一三七八、乙一三八五の二、乙二まで、乙一三七三の一、乙一三七四の一、乙一三七五の一、乙一三七五の二、乙 一、乙一三六七の一、乙一三六八の一、乙一三六九の一、乙一三七〇から乙一三七 南会津郡南会津町静川字根岸山乙一三六四の一、乙一三六五の一、乙一三六六の

保安林として指定された目的

一三九二から乙一四〇九まで

変更後の指定施業要件 土砂の流出の防備

3

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林

(森林保全課)

福島県告示第六百七十三号

福

水産大臣から通知があった。 二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和五年十月三十 一日

福島県知事 内 堀 雅

雄

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 東白川郡塙町大字植田字松林七一の一

2

砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

東白川郡塙町大字植田字松林九四、九五、九七、指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡塙町大字植田字松林九四、 九九、

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、 主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 塙町森林整備計画で定める標準

次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

2 保安林として指定された目的 東白川郡塙町大字植田字小川崎二一二の一、 = 1

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 塙町森林整備計画で定める標準

(3) 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡塙町大字真名畑字菖蒲三四の一、三四の二、三五から三九まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 塙町森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

<u>Б</u>. 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場 保安林として指定された目的 東白川郡塙町大字真名畑字宮田九五の二、九六、

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

(2) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

七の三、五七の六、五八、五九の二、六一、六二、六九の一、六九の二、一〇六 東白川郡塙町大字真名畑字鎌田五四、五五、五六の一、五六の二、五七の二、五

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

3

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)(1)伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 塙町森林整備計画で定める標準

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

七 1

東白川郡塙町大字真名畑字松野口三五から三七まで、七八、七九、八〇の二、

2 保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

3

(2) (1) 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、

立木の伐採の限度

土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

塙町森林整備計画で定める標準

(3) 間伐に係る森林は、 次のとおりとする

次のとおりとする

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東白川郡塙町大字真名畑字下直平四二、 四四四

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 塙町森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東白川郡塙町大字真名畑字粟渕三九の二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

(2) 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 主伐に係る伐採種は、定めない。 塙町森林整備計画で定める標準

(3) 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

東白川郡塙町大字真名畑字中山四五、四六の二指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

八

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

字中山四五(次の図に示す部分に限る。) 次の森林については、主伐は、択伐による

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 塙町森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする

「次の図」及び「次のとおり」 次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 は、 省略し、 その関係書類を福島県農林水産部森林

林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百七十四号

課及び福島県南会津建設事務所で令和五年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 令和五年十月三十 一日

福島県知事 内 屈 催 推

	田島線高陽	路 線 名
先まで 完成 大まで 大まで 大まで 大まで 大まで 大まで 大まで 大まで	南会津郡南会津町田島 学東荒井甲二五○七番 学東荒井甲二五○七番 一地先から 一地先から 一地先から	区
一八 ○ 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二	五 町田 七田島 番	間
<u>変</u> 更 後	変更前	の変変 更更 別後前
三五.0	三三 〇 · 五 〇 〈	(メートル)
一、七〇	<u> </u>	延 (メートル)
- -	一 七 五	ル・長

(道路計画課)

福島県告示第六百七十五号

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に 計画課及び福島県南会津建設事務所で令和五年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供

令和五年十月三十一日

福島県知事

内 堀 雅 雄

変 更 前

敷地の幅員

延

長

		メートル)		長	划 牙 太
ī	ij	か	字	南	j

	路
二 般 一 国	縍
号 道	名
先まで 完成 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	X
一八○番地 一八○番地 三八○番地	間
変	の変
更前	更 別 後
	(メートル)
1 , 0011 - 1	(メートル)
	甲郡 井二五番 郡同 五番

公 告

(道路計画課)

肥料の品質の確保等に関する法律公告第二百十六号 より、肥料を次のとおり登録した。 (昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定に

令和五年十月三十 一日

福島県知事

内

堀 雅 雄

	8		の他の					
	4		及びそ					
	授出		最大量					
18日	区九		成分の			2. 2		
10月	代田	株式会社	る有害				萃	
8年	档 件	プアグリ	許され			機質肥	機質肥	
令和	東京	片倉コー	含有を	2.2	6.0	混合有	混合有	8 6 6
贸				具				
効期				窒素全量 りん酸全	窒素全量			
の有		名称	の規格			名	種類	(福島県)
登録	住所	光	その色	保証成分量(%)	保証成/	>⊬	数の	登録番号

○月一七日 日 日 日 日 日 日 日 日

若宮コミュ ニティセン ター研修室

会津坂下町

長

九○番地 房ノ宮一八

1

指定年月日

所 在 地

名をおいる

管 理 者

施設の指定を取り消した旨、会津坂下町選挙管理委員会から報告があった。 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定による次の福島県選挙管理委員会告示第六十六号

令和五年十月三十一日

委員長 遠 藤 海福島県選挙管理委員会

俊 博

福公皇							
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する福島県選挙管理委員会告示第六十五号							
⊤五年法律第百号) 查示第六十五号	福島県選挙						
第百六十一条第一	福島県選挙管理委員会		おり。	格のと	公定規	項は、	制限事
項第三号に規定	会	(農業総合セン				号	番10
する		セン					_

令和五年十月三十一日して次の施設を指定した旨、 会津坂下町選挙管理委員会から報告が、

	_
同	
○番地	
議室 (和)	
同	

月一七日	取消年月日
一八九〇番地	施設の所在地
若宮コミュニ	施設の名称

会津坂下町長

施設の管理者

方メートル 一七四人	聴衆席の面積・聴衆席収容	委員長 遠 藤 俊 博福島県選挙管理委員会	云から報告があった。 宋第一項第三号に規定する施設と	公員会	(農業総合センター)	は、	現事 番10
			8			同 同町大字牛川字寿ノ宮一八九 若宮コミュニ 同同町大字牛川字寿ノ宮一八九 若宮コミュニ 同	